

# 佐久市行政改革行動計画 (平成29年度～令和3年度)

## 計画の位置付け

この計画は、佐久市行政改革大綱の「10万人の願いをかなえるために」という目標の実現に向けて、大綱に基づき、行政改革の具体的な実施項目や改革目標を策定し、実際の取組に努め、改革を推進していくためのものです。

## 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間とします。

## 計画の進め方

この計画は、毎年度、佐久市行政改革推進委員会において進行状況のチェックを受けるとともに、市民に公表し、いただいた意見や提案を反映しながら、現状と課題の的確な把握のもと、効果的に見直し・改善を行います。

### ※1 分類

「新規」・・・平成29年度からの行動計画から新たに取り組む項目

「継続」・・・前回の行動計画で達成されていなかったもの、若しくは引き続き常に見直しを行っていかねばならないもので、記載内容に多少の修正はあっても、内容に大きな変更のないもの

「一部変更」・・・前回の行動計画から、新たな大綱に合わせて行動内容を一部変更(統合など)したもの

「外部評価」・・・事務事業外部評価の結果を受けて、打ち出した対応方針の実現に向けて取り組んでいくもの

### ※2 区分

「計画」・・・達成に向け実施中の項目 「達成・終了」・・・達成や終了となった項目 「統合」・・・他の項目へ統合となったもの

### ※3 実施予定

◎・・・実施・稼働 ○・・・一部実施・稼働 ●・・・調査・検討・準備 →・・・継続 ×・・・終了 -・・・統合

『第三次佐久市行政改革大綱』『佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)』基本体系

基本視点	主要事項	取組事項
基本視点1 ～市民と協働する行政～	1 市民の行政参画を推進	(1) 行政情報の積極的な提供
		(2) 広聴機能の充実
		(3) 市民参画のさらなる推進
		(4) 協働体制の強化
		(5) 市民や各種団体等の自発的な行動のサポート
	2 わかりやすい行政の推進	(1) 監視機能の強化
		(2) チェック機能の改善
		(3) 公共調達に係る入札・契約制度等の見直し
基本視点2 ～自らの役割を追求する行政～	1 自立した健全な財政基盤の確立	(1) 経費の縮減とコスト意識の改革
		(2) 経営的視点による財政分析と適正な資産管理の実施
		(3) 市税、保険料及び使用料等の収納率の向上
		(4) 新たな自主財源の確保
		(5) 受益と負担の適正化
	2 行政の役割の重点化	(1) 事務事業の選択と集中
		(2) 補助金の現状把握と見直し
		(3) 外郭団体の自主的・自立的経営の推進
	3 民間活力の積極的な活用	(1) 民間委託の推進
		(2) 民営化の検討
		(3) 公民連携のさらなる普及と新たな手法の研究
	基本視点3 ～常に改革を追求する行政～	1 職員の意欲と資質向上を目指す環境の整備
(2) 人材育成の推進		
(3) 人事評価制度の活用と給与制度の見直し		
2 柔軟で機動的な組織体制の確立		(1) 社会変化に対応可能な組織の実現
		(2) 意思決定過程の簡素化
		(3) 審議会の見直し
3 職員数と職員配置の適正化		(1) 職員数の見直し
		(2) 専門性と事務量の増減に応じた職員配置
基本視点4 ～より良い成果を追求する行政～		1 費用対効果と長期的な展望による改革
	(2) 地方公営企業の経営の健全化と強化	
	2 時代に適した公共サービスの追求	(1) 公共施設等の適正化
		(2) 窓口サービスの改善と充実
		(3) 広域行政の推進
	3 自治体のIT化・業務改革の推進	(1) 情報通信技術の有効活用
		(2) 情報のセキュリティ管理の徹底

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
1	1	1	1	一部変更	広報広聴課	行政情報の積極的な提供	・ホームページの情報管理とより一層の情報提供の充実が求められる。 ・佐久CATV、FMさくだいらと連携し、情報発信の充実を図るとともに、新たな発信方法についての検討が必要である。	佐久CATV、FMさくだいらと連携し、積極的に市の情報を提供すること。また、情報政策課と連携して、CATVへの加入促進や視聴者の増加を図る。 インターネット配信は、幅広い最新情報を積極的に配信するとともに、より効果的かつ効率的な情報発信を検討する。 情報を迅速に、分かりやすく提供できるよう、ホームページの見やすさの向上を図る。 定期的にホームページのリニューアルを行う。	・広聴機会の増加 ・市民の行政への認知度の向上 ・市民の市政参加の推進	計画	H22	→	→	○	→	→	・市イベントの魅力が伝えられる番組を制作し、ケーブルテレビやホームページ等で配信した。 ・移住交流人口増進を図るため、コミュニティFMラジオ局のネットワークを通じ、全国へ情報を配信した。 ・SNS等で市内の最新情報を積極的に配信した。 ・現状のホームページの問題点等の調査・検討した結果に基づき、トップページのレイアウトやページ構成等の改善(リニューアル)を図った。	-	-	-	・市イベントの魅力が伝えられる番組を制作し、ケーブルテレビやホームページ等で配信する。 ・移住交流人口増進を図るため、コミュニティFMラジオ局のネットワークを通じ、全国へ情報を配信する。 ・SNS等で市内の最新情報を積極的に配信する。
2	1	1	2	一部変更	広報広聴課	広聴機能の充実	意見聴取及び、その公表などを含む広聴機能を、より効果的かつ効率的に実施できるよう、検証、改善が必要である。	パブリックコメント等の検証をするとともに、他市の先進事例を参考にし、より効果的かつ効率的な広聴機能の実現を図るための見直しを行う。	・広聴機会の増加 ・広聴の効率化 ・市民の意見や要望の的確な把握	計画	H24	→	→	→	→	→	・パブリックコメントなどの現状の把握と検証を行った。 ・インターネット市政モニターアンケートを利用し、市民ニーズ等を把握した。	-	-	-	・パブリックコメントなどの現状の把握と検証を行う。 ・インターネット市政モニターアンケートを利用し、市民ニーズ等を把握する。
3	1	1	3	継続	広報広聴課	市政への市民参加の拡充	まちづくりは、市民ニーズを把握する中で、効果的に施策を実施する必要がある。	市民が「白紙の段階から検討する」という市民参加方式の活用について、その対象となる事業の検討を図る。「審議会等の公募に関する指針」に基づき、公募委員の積極的な登用に努める。	・市民の市政参加の推進 ・市民と行政が共に責任と役割を担う協働意識の醸成	計画	H21	→	→	→	→	→	・インターネット市政モニターアンケートの利用方法について、庁内周知し、利用促進を図った。 ・審議会委員の公募情報を積極的に周知し、公募委員の増加に努めた。	-	-	-	・インターネット市政モニターアンケートの利用方法について、庁内周知し、利用促進を図る。 ・審議会委員の公募情報を積極的に周知し、公募委員の増加に努める。
4	1	1	4	継続	広報広聴課	民間諸団体との連携による協働の推進	多種多様な地域課題に対応するため、市民及び民間団体と行政が分野を超えて連携する必要がある。	徹底した情報公開により市民及び民間団体と行政が互いに情報を共有する。 市民活動サポートセンターを拠点として、分野を超えた市民活動ネットワークを構築する。	・民間活力の活性化 ・市民協働体制の構築	計画	H20	→	→	→	→	→	・市民活動サポートセンターの運営を引き続き委託した。 ・市民活動サポートセンターが中心となり、市民自ら課題解決に取り組む団体の相談・コーディネート及び情報収集・提供、情報発信を行った。	-	-	-	・市民活動サポートセンターの運営をNPOに引き続き委託する。 ・市民活動サポートセンターが中心となり、市民自ら課題解決に取り組む団体の相談・コーディネート及び情報収集・提供、情報発信を行う。
5	1	1	4	継続	広報広聴課	NPO法人設立の促進	NPO法人設立のための情報提供を積極的に行う必要がある。	長野県の県民協働課と連携し、県のNPO法人設立に関する情報を市民に提供することにより、積極的にNPO法人設立を促進する。	・民間活力の活性化 ・市民協働の体制の構築	計画	H20	→	→	○	→	→	・市や市民活動サポートセンターのホームページ等でNPO設立に関する情報の提供を行った。 ・市民活動サポートセンターにおいて、NPO法人の初歩的知識・設立に関する講座を開催した。	-	-	-	・市や市民活動サポートセンターのホームページ等でNPO設立に関する情報の提供を行う。 ・市民活動サポートセンターにおいて、NPO法人の初歩的知識・設立に関する講座を開催する。
6	1	1	5	継続	広報広聴課	市民活動団体に対する支援の推進	市民団体が活動しやすい支援体制を整備する必要がある。	市民の自主的な公益的活動を支援する「佐久市まちづくり活動支援金」を活用し、財政的支援とともに技術的支援を行う。 国・県の団体育成・支援制度の情報提供を行う。 常に協働体制のあり方を検討し、支援体制を整備していく。	・民間活力の活性化 ・市民協働の体制の構築	計画	H24	→	→	→	→	→	佐久市まちづくり活動支援金を交付することにより、市民が活動しやすい環境づくりを支援する。また、佐久ケーブルテレビ、フェイスブック等に支援金活用団体の活動状況等を積極的に掲載し、情報を発信した。 市民活動サポートセンターを充実させることにより、市民による自主的な公益的活動の支援を行う。	-	-	-	佐久市まちづくり活動支援金を交付することにより、市民が活動しやすい環境づくりを支援する。また、佐久ケーブルテレビ、フェイスブック等に支援金活用団体の活動状況等を積極的に掲載し、情報を発信する。 市民活動サポートセンターを充実させることにより、市民による自主的な公益的活動の支援を行う。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
7	1	2	1	継続	企画課	監視機能の強化	地方分権の推進に伴い、市の役割と責任が増大していることから、より適正な事務処理の確保のため、内部統制制度の導入なども含めた監視機能をより強化していく必要がある。	地方分権の推進に伴う国の内部統制制度に関する動きを注視しながら、監視機能の強化につながる体制や方策などを検討する。	・公正で開かれた行政の確立 ・適正な事務執行	計画	H24	→	→	→	●	→	内部統制制度及び監査制度における国の動向について情報収集を行った。	-	-	-	内部統制制度及び監査制度における国の動向について情報収集を行うと共に、令和2年度より都道府県及び指定都市に本格導入されることを踏まえ、先進自治体の運用事例について調査を行う。
8	1	2	2	一部変更	企画課	市民によるチェック機能の改善	事業仕分け、事務事業外部評価の検証を実施するとともに、効果的かつ効率的なチェック機能の改善を図る必要がある。	市民目線によるチェック機能の改善により、わかりやすい行政の実現を目指し、行政に対する市民理解の推進を図る。	・公正で開かれた行政の確立	計画	H24	→	→	→	●	○	事務事業評価シートを用い、外部評価未実施の事務事業について外部評価を実施した。	-	-	-	・外部評価未実施の事務事業について外部評価を実施する。 ・補助金の見直しについて、新たに評価の仕組みを構築し、外部評価の導入に向けて準備を進める。
9	1	2	3	継続	契約課	公正で適正な入札契約制度の推進	入札・契約の透明性や競争性を図るため、公正で適正な入札・契約制度について検討する必要がある。	透明性や競争性の高い入札制度の確立に向け、調査・検討を進める。新たに導入した郵便入札・電子入札の検証、改善を行う。	・公正で開かれた行政の確立	計画	H24	○	→	→	→	→	郵便入札・電子入札の検証を行い、社会情勢に対応した入札・契約制度について検討した。	-	-	-	・入札の検証を行い、佐久市建設業協会と話し合いを行う中で、社会情勢に対応した入札・契約制度について検討していく。
10	2	1	1	継続	財政課	経費の縮減	既に実施している行政評価や事務事業評価を有効に活用し、事業の廃止を含めた抜本的な見直しを図るなかで、更なる経費節減に努める必要がある。	経常経費の縮減を図り、また、行政評価の結果を活用した予算編成を行う。	・住民要望に対するきめ細かで臨機応変な対応の実現 ・事務事業の効率化 ・経費の節減	計画	H24	→	→	→	→	→	事務事業の見直しや経費節減の徹底積極的な財源確保について周知し、前例踏襲からの脱却を意識した事業の選択と集中により、堅実な予算編成を行った。	-	-	-	事務事業の見直しや経費節減の徹底積極的な財源確保について周知し、前例踏襲からの脱却を意識した事業の選択と集中により、堅実な予算編成を行う。
11	2	1	1	継続	会計課	公共工事のVFM最大化を重視した総合的なコスト構造改善の推進	平成10年からコスト縮減に取り組み、コスト縮減に対する意識や縮減方法が浸透してきた。コスト縮減は頭打ちの傾向であり、行き過ぎたコスト縮減は品質低下を招くおそれもあることから、今後は計画段階から維持管理までを通してコストと品質の両面をバランスよく重視していく必要がある。	発注の効率化、新しい工法・材料による工事コストの縮減及び維持管理費の縮減、施設の省資源・省エネルギー化等、総合的なコスト縮減を図ることに加え、品質も重視していき、良質な社会資本を効率的に整備・維持していくことを目指す。	・経費の節減 ・社会資本の効率的な整備・維持 ・社会資本が備えるべき利便性、安全性、耐久性等の品質確保 ・維持管理費の縮減 ・事業のスピードアップ	計画	H24	→	→	→	→	→	年度当初に掲示板にて事業課に通知している「建設工事等施行上の留意事項等について」の通知文にコスト縮減を推進するよう記載することにより、監督職員のコスト縮減に対する意識の浸透を図った。	-	-	-	年度当初に掲示板にて事業課に通知している「建設工事等施行上の留意事項等について」の通知文にコスト縮減を推進するよう記載することにより、監督職員のコスト縮減に対する意識の浸透を図る。
12	2	1	2	一部変更	財政課	経営的視点による公有財産の適正な管理の実施	公共施設等の適正化を図るため、処分等も含めた経営的視点による公有財産の適正な管理が必要である。	自主財源を確保するため、処分可能な公有財産の価格の見直しや、有償貸付等により有効活用を図る。普通財産化の手続きをより明確にし、普通財産の活用方法などについて、先進事例等を参考としながら、より実効的な改善を検討する。	・健全な財政運営の実現 ・経費の節減	計画	H24	○	→	→	→	→	・他課から当課に所管替え予定である公有財産の売却価格を算定し、市内向け一般競争入札を実施した。 ・未売却の場合は、年6回実施されるネットオークションを活用した公有財産の売却を実施した。	-	-	-	・他課から所管替え予定である公有財産の売却価格を算定し、市内向け一般競争入札を実施する。 ・未売却の場合は、年6回実施されるネットオークションを活用した公有財産の売却を実施する。
13	2	1	3	一部変更	収税課	市税収納率の向上	自立した健全な財政基盤を確立するため、財源の根幹となる市税の収納率の向上に努める必要がある。収納率の向上にあたっては、長野県地方税滞納整理機構の活用が重要である。	広報などを活用し、市民の納税意識の高揚を図るとともに、差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収税の確保と市税の収納率の向上を図る。国保税については、適正な税率を堅持するためにも、引き続き収納率の向上に取り組む。	・健全な財政運営の実現 ・税負担の公平	計画	H18	→	→	→	→	→	・専任徴収員と連携し、早期の戸別訪問を実施した。 ・法に基づき適正かつ迅速な滞納処分を実施した。 ・長野県地方税滞納整理機構と連携し、滞納処分を実施した。 ・広報紙「サクライフ」等を活用し、税等の納期限の周知と未納税等の納付を呼びかけた。	-	-	-	・専任徴収員と連携し、早期の戸別訪問の実施。 ・法に基づき適正かつ迅速な滞納処分の実施。 ・長野県地方税滞納整理機構と連携し、滞納処分の実施。 ・広報紙「サクライフ」等を活用し、税等の納期限の周知と納税等の呼びかけを実施。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	取組 開始 年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政 効果額 (千円)	改定 区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
14	2	1	3	継続	国保医療課	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	後期高齢者が被保険者であることから、保険料の算定の方法など制度について、分かりやすい資料の提供や説明の機会を増やすほか、納付について、利便性の向上を図るなど、収納率の向上に向けた取り組みが必要である。	後期高齢者医療保険料(普通徴収)の徴収に関し、個別訪問等の機会の増加、口座振替、コンビニ収納の利用を促進し徴収率の向上を図る。 市民宛ての文書などについて、より、「わかりやすい」表現を目指し、改善する。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	H24	→	→	→	→	→	・専任徴収員による早期の個別訪問により折衝の機会を増やし徴収を強化した。 ・口座振替、コンビニ収納の納付方法を機会あるごとに周知を行い利用を促進した。 ・個別訪問による催告や督促状、催告書による納付勧奨をもって納付に至らない場合は、市税・介護保険料の状況を確認した上で法に基づき滞納処分を実施した。	-	-	-	・専任徴収員による早期の個別訪問により折衝の機会を増やす。 ・口座振替、コンビニ収納の納付方法を機会あるごとに周知を行い、利用を促進する。 ・個別訪問による催告や督促状、催告書による納付勧奨を行っても納付に至らない場合は、市税・介護保険料の状況を確認した上で法に基づき滞納処分を実施する。
15	2	1	3	継続	人権同和課	住宅新築資金貸付償還の推進	今後、関係団体との協力・工夫をしつつ、状況に合った民間活力等の利用を視野に入れていく必要がある。	貸し付けた住宅新築資金の収納率向上のため、計画的な返済計画を立てるとともに、償還事業の業務委託等を視野に入れて償還を推進する。	・健全な財政運営の実現 ・負担の適正化	計画	H18	→	→	→	→	→	・人権同和課職員による通年滞納整理を行った。 ・運動団体支部役員と長期滞納者への折衝を行った。 ・残高通知・催告書を発送した。 ・相続人、連帯保証人への折衝を行った。 ・上記4つの折衝状況により、適宜弁護士等相談を有効に活用する中で、法的対応や不納欠損処理について、精査しながら検討を進めた。	-	-	-	・人権同和課職員による通年滞納整理を行う。 ・運動団体支部役員と長期滞納者への折衝を行う。 ・残高通知・催告書を発送する。 ・相続人、連帯保証人への折衝を行う。 ・上記4つの折衝状況により、適宜弁護士等相談を有効に活用する中で、法的対応や不納欠損処理について、精査しながら検討を進める。
16	2	1	3	継続	子育て支援課	保育料の収納率の向上	以前に比べ、社会全体における子育て世代の負担感が増大していることから、保育料に対する納入意識の低下が見られる。家庭により、様々な課題があることから、多様なアプローチによる課題解決を図りつつ、収納率を高めるよう取り組む必要がある。	保育料の徴収に関し、法的手段も含め、徴収率の向上を図る。他課と連携し、多様なアプローチにより、課題解決を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	H18	→	→	→	→	→	・令和元年10月に幼児教育・保育が無償化されたことから、9月までの保育料現年度分について徴収率向上を目指すとともに、過年度分保育料の収納を進めるため、未納者と接触し、催告や必要に応じて納付相談などを行なった。 ・悪質滞納者に対して、差押え予告を行い、分割収納に繋げた。	-	-	-	・未満児に係る保育料の現年度分徴収率99.6%を達成すると共に、過年度分保育料の収納を進めるため、未納者と接触し、催告や必要に応じて納付相談などを行なう。 ・児童手当の充当について、協議のうえ実施する。 ・悪質滞納者に対して、財産調査を行い、滞納処分(差押え)可能な財産がある場合は滞納処分を実施する。
17	2	1	3	継続	高齢者福祉課	介護保険料の収納率の向上	保険料の未納状態を放置しておく、介護保険サービスを利用する際に給付制限につながる可能性がある。給付制限適用を未然に防ぐために、介護保険の仕組みや納付方法について、丁寧な案内を徹底し納付を促すなど、福祉的配慮の観点から滞納防止策の推進が必要である。	介護保険料(普通徴収)の徴収に関し、より「わかりやすい」表現などを工夫し、制度の理解を進め、徴収率の向上を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平	計画	H24	→	→	→	→	→	・専任徴収員等による戸別訪問や電話督促による納付勧奨を行った。 ・口座振替を推進した。 ・初期滞納者への早期催告を行った。 ・法に基づいた適正な滞納処分を行った。 ・介護保険の仕組みや納付方法について理解を得られるよう対応した。	-	-	-	・専任徴収員等による戸別訪問や電話督促による納付勧奨を行う。 ・口座振替を推進する。 ・初期滞納者への早期催告を行う。 ・法に基づいた適正な滞納処分を行う。 ・介護保険の仕組みや納付方法について理解を得られるよう対応する。
18	2	1	3	継続	建築住宅課	住宅使用料の収納率の向上	滞納者が増加傾向にある。平成25年度より長野県住宅供給公社を指定管理者とする管理体制に移行したことから、指定管理者と連携しつつ、収納率の向上を図る必要がある。	住宅使用料の収納率の向上を図るため、指定管理者に対して、適切な指導を行うとともに、より効果的な方法について、先進事例を参考に検証し、改善を図る。 また、指定管理者と連携し、戸別訪問・来庁要請などを行うことにより、収納率の向上を図る。	・健全な財政運営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	H24	→	→	→	○	→	・指定管理者との打合せを毎月開催し、情報共有を図った。 ・戸別訪問、滞納者及び連帯保証人に来庁を要請し、事情等の確認と納付相談を行った。 ・重点滞納整理を定期的実施した。 ・悪質な滞納者に対しては法的な手段も含め対応を図った。	-	-	-	・指定管理者との打合せを毎月開催し、情報共有を図る。 ・戸別訪問、滞納者及び連帯保証人に来庁を要請し、事情等の確認と納付相談を行っていく。 ・重点滞納整理を定期的実施する。 ・悪質な滞納者に対しては法的な手段も含め対応を図る。 ・悪質滞納者2名に対し、明渡訴訟を提起する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	取組開始 年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政 効果額 (千円)	改定 区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
19	2	1	3	継続	下水道課	下水道料金の収納率向上	安心・安全とともに、食育の一環としての給食の充実と効率化を図るため、給食事業のあり方について見直ししていく必要がある。	委託した民間業者と連携し、未収金の回収率を向上させる。未収金発生後の電話、文書による早期の督促対応を実施する。佐久市債権管理条例等に基づき、未収金の削減を図る。	健全な財政運営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	H24	○	→	○	→	→	・滞納処分を実施した。 ・催告書について、一斉催告及び随時催告を実施していたが、年6回定期的発送に改めたことで、一定の効果が認められた。	-	-	-	・滞納処分を実施する。 ・催告書について、年6回定期的に発送する。
20	2	1	3	継続	浅間総合病院 医事政策課	医業未収金の削減	大口の未払い患者、長期にわたり支払いをしない患者、居所不明者等の過年度未収金の削減。新たな未収金発生防止のため現年度医療費の早期回収が必要。	未収金発生防止 & 回収マニュアルに基づき、未収金の削減を図る。法律事務所と連携し、過年度医業未収金の回収率を向上させる。未収金発生後の電話、文書による早期の督促対応を実施する。	健全な病院経営の実現 ・負担の公平性の確保	計画	H24	→	→	●	○	→	・未収金発生防止 & 回収マニュアルに基づき、現年度の未収金削減を図った。 ・未収金発生後の電話、SMS、文書による早期の督促対応を実施した。 ・悪質な未納患者については、令和元年度に国から発出された通知も参考に中、診療について制限を行う方向の検討に着手した。	-	-	-	・未収金発生防止 & 回収マニュアルに基づき、現年度の未収金削減を図る。 ・法律事務所と連携し、過年度医業未収金の回収率を向上させ、未収金発生後の電話、SMS、文書による早期の督促対応を実施する。 ・悪質な未納患者の増加を抑制するため、受診制限の基準を設ける等の検討を行う。
21	2	1	4	継続	企画課	新たな自主財源の確保	厳しい経済状況の中、市税等による自主財源の確保に加え、新たな自主財源の確保を検討していく必要がある。	広告事業など様々な手法により、新たな自主財源の確保に努める。	健全な財政運営の実現 ・地域経済の活性化	計画	H24	→	→	→	→	→	自主財源の確保に関する様々な手法の先進事例等について、情報収集し、検討を進めた。	-	-	-	自主財源の確保に関する様々な手法の先進事例等について、情報収集し、検討を進める。
22	2	1	4	外部評価	商工振興課	企業誘致の推進	市内への企業誘致を推進し、雇用の創出と地域経済の活性化により、自立した財政基盤を確立する必要がある。(H27外部評価)	首都圏に配置した産業立地推進員による企業訪問を中心に、長野県や金融機関、大手ゼネコンなどとも連携を図り、企業の立地動向等の情報収集に努め、官民一体となった企業誘致活動を積極的に展開していく。	・地域経済の活性化 ・雇用の創出 ・健全な財政基盤の確立	計画	H29	○	●	○	→	→	・佐久臼田インター工業団地の整備を推進した。 ・産業立地推進員と連携し、積極的な企業誘致に取り組んだ。 ・中京圏で関心を示す企業が少なく、成果に乏しいため、中京圏の産業立地推進員を廃止した。	3,491	-	-	・佐久臼田インター工業団地の造成工事を実施し、用地整備を推進する。 ・産業立地推進員等と連携し、工業団地への企業誘致に取り組む。
23	2	1	5	継続	下水道課	下水道使用料の適正化	健全経営を維持するため、今後の人口減少に伴う収入減少や、施設老朽化に伴う更新費用の増加を考慮した、使用料の適正化を検討する必要がある。	次世代に負担をかけないためにも、必要に応じて使用料体系を検討し、将来の大規模更新工事費用に備えた積立金を確保する。	・下水道事業の健全経営の実現 ・使用料と公費負担の適正化	計画	H24	→	→	○	→	→	消費税の税率変更に伴い、条例の改正を行い、消費税を使用料等へ適正に転嫁した。	-	-	-	・経営状況に応じた建設改良積立金の確保を図る。
24	2	1	5	一部変更	企画課	使用料等の適正化	消費税率改正の施設使用料等へ転嫁を適正に行うとともに、公共施設の総合的かつ計画的な管理実現のため、使用料等の適正化を検討する必要がある。	平成31年10月からの消費税率の改正に合わせ、使用料等への転嫁を検討し、使用料の改正を実施する。また、その後、全庁の使用料等の状況を把握しつつ、適正化に向けた見直しを進めていく。	・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の実現 ・負担の適正化	計画	H24	→	→	○	→	→	消費税の税率変更に伴い、条例等の改正を行い、消費税を使用料等へ適正に転嫁した。	-	-	-	公共施設の使用料等の状況を把握し、適正化について検討を進める。
25	2	2	1	継続	危機管理課	消防団組織の再編成	非常備消防力の強化 地域の状況に応じた消防団活動の維持	地域の現状や、過疎化・サラリーマン化を勘案しながら、消防団の班統合や再編成を図る。	・事務事業の効率化	計画	H20	→	→	→	→	→	消防団員の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、班の統合等による組織の再編成について検討した。	-	-	-	消防団員の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、班の統合等による組織の再編成について検討する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	取組開 始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政 効果額 (千円)	改定 区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
26	2	2	1	外部評 価	健康づ くり推 進課	保健事業の推進	保健予防の観点から、健(検)診 受診率の向上などの保健事業の 推進を図る必要がある。 (H24外部評価)	国民健康保険の保険者として、医療 費の抑制につながる保健予防におい て、要となる「特定健診の受診率の 向上」に努める。 また、健康長寿を実現するため、市 民全体の健康に対する関心を高め るとともに、保健事業の重要性につ いても理解が深まるよう、先進事例等 を参考に、より効果的な周知方法につ いて研究し、改善を図る。	・健康長寿の実現 ・国保会計への負担の軽減	計画	H29	●	○	→	○	→	・特定健診受診率向上のため、就学前 健診や納税相談会場、また健康に関 連する行事等で、健診の受診勧奨を 実施した。 ・集団健診前年受診者で未受診の方 へ継続受診を促した。 ・35歳の市民、40・45・50・55・60歳 の国保加入者の健康診査(基本7項目) の受診料金を無料とした。また、35歳 以上の市民を対象とした無料の歯周病 (義歯)検診を実施した。	-	-	-	・特定健診受診率向上のため、就学前 健診や納税相談会場、また健康に関 連する行事等で、健診の受診勧奨を 実施する。 ・集団健診前年受診者で未受診の方 へ継続受診を促す。 ・35歳の市民、40歳以上の国保加入 者、75歳以上の市民の健康診査(基 本7項目)の受診料金自己負担額を無 料とする。また、36歳から39歳の市民 の健康診査(基本7項目)の受診料金自 己負担額を減額し、受診しやすい環 境を整備する。
27	2	2	1	一部変 更	生活環 境課	公共交通体系の再 編	・人口減少や少子高齢化等の社会 情勢の変化に対応しつつ、市民の 日常生活における移動手段の確 保を最優先に、評価・検証を行 い、随時改善を行う必要がある。 ・長期的には、佐久広域圏全体で 公共交通の総合的な見直しも考 えていく必要がある。	・平成29年3月に策定した佐久市地 域公共交通網形成計画に基づき、 まちづくりや観光等と連携した公 共交通体系の再編を行う。 再編後、試験運行として開始し、市 民の日常生活における移動手段の 確保を最優先に、評価・検証を行 い、随時改善を行う。	・将来にわたって持続可能な 公共交通体系の実現 ・利用する人にあわせた公 共交通体系の実現 ・地域の活性化 ・利用者数の増加 ・利用者満足度の向上 ・運賃収入の増加による収 支率の改善 ・佐久広域連携の強化	計画	H18	→	○	○	●	→	・利用状況に応じ、公共交通の運行経 路やダイヤ等の見直しを行った。 ・バス路線の廃止、減便に対し代替交 通を整備し、交通網の維持に努めた。 ・利用者アンケート調査や市民アンケ ー調査を行い、改善点の把握に努め た。 ・佐久広域圏内の市町村間にまたがる 公共交通体系を維持するため、必要な 検討を進めた。 ・公共交通の利用促進につながるイベ ントを企画・実施した。 ・地域ごとに最適な公共交通を検討す る協議体の設立を促進した。	-	-	-	・利用状況に応じ、公共交通の運行経 路やダイヤ等の見直しを行う。 ・利用者アンケート調査や市民アンケ ー調査を行い、改善点の把握に努め る。 ・佐久広域圏内の市町村間にまたがる 公共交通体系を維持するため、必要な 検討を進める。 ・地域ごとに最適な公共交通を検討す るため住民とのコミュニケーションを図 る。 ・デマンドタクシーの利便性向上に向け た予約・運行システムの検討を進める。 ・佐久市地域公共交通網形成計画見 直しに向けたデータ収集を進める。
28	2	2	1	継続	下水 道課	下水道使用料関連 事務に関する佐久 水道企業団との連 携の促進	水道、下水道の賦課徴収業務につ いては、共通点が多く、業務の効 率化の観点からも、連携を図り、共 同事業化を推進する必要がある。	現在、賦課業務については、佐久水 道企業団が収集した使用量を下水 道でも利用している。 また、徴収業務については、佐久水 道企業団は職員対応、下水道では 外部委託している。 より効率的な賦課徴収業務を行うた め、共通点が多い賦課徴収業務の 共同事業化の検討を進める。	・事務事業の効率化	計画	H19	→	→	→	→	→	共同受託、滞納情報の共有の可否に ついて、佐久水道企業団と引き続き交 渉を続けた。	-	-	-	共同受託、滞納情報の共有の可否に ついて、佐久水道企業団と引き続き交 渉する。
29	2	2	1	継続	経済建 設環境 係	財産区の運営方法 の統一	財産区議会での承認、各条例・規 則の改正	財産区の運営方法を市内の各財産 区と統一するよう調整を図る。	・事務事業の効率化	計画	H18	→	→	→	◎	全員協議会などを開催し、議員と協議 を進めた。	-	-	-	春日財産区の運営方法について、財 産区議員に対し、具体的な改正スケ ジュールを示し、本年度中に各種条例 及び規則の改正を行う。	
30	2	2	1	一部変 更	学校給 食課	給食事業のあり方 の検討	安心・安全とともに、食育の一環と しての給食の充実と効率化を図る ため、給食事業のあり方について見 直ししていく必要がある。	安心・安全な給食を提供するため に、施設等の適切な管理と効率的な 運営に取り組むとともに、児童生徒 及び保護者への食育を推進し、食へ の理解や食生活の向上が可能となる 給食事業のあり方の検討を進める。	・食育の推進 ・市民サービスの向上 ・経費の節減	計画	H24	→	→	●	○	→	・学校給食臼田センター改築事業に係 る実施設計を行った。 ・学校給食応援団からの地元食材を利 用した給食の提供及びこれらを通した 食育を推進した。 ・給食センターの施設見学や給食試食 会を実施した。 ・給食業務の一部民間委託、効率化 について、先進事例の視察を行うなど検 討を進めた。	-	-	-	・学校給食臼田センター改築事業に係 る実施設計を行う。 ・学校給食応援団からの地元食材を利 用した給食の提供及びこれらを通した 食育を推進する。 ・調理業務の民間委託について、先行 実施の自治体例を参考にするなど検討 を進めると共に、取組を一段と進めるた め、期間を定めて事前検証を行う。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
31	2	2	1	新規	中央図書館	セカンドブック事業の実施	ブックスタート事業により、乳幼児と絵本との出会いを実現させているが、3歳児(人生において最も絵本やお話を楽しむことができる大切な時期)という重要な時期に、年齢にあった絵本を贈呈することで、すすんで読書する習慣形成等の一助を担う必要がある。(教育的効果が非常に高い)	行動範囲が広がり、心と言葉が大きく育つ時期である3歳児を対象に、図書館へ来館しての受領を基本に絵本の贈呈を行い、図書館通いの楽しさを覚えていただき、親子で絵本を楽しむことを通じた読書習慣の形成、子育て支援としての場の創造を図る。	・住民サービスの向上 ・生涯の読書習慣の形成 ・子育て支援 ・コスモスプランに直結した教育効果	計画	H29	○	◎								
32	2	2	2	継続	企画課	補助金の現状把握と見直し	平成19年度に実施した補助金等の見直しについて、進捗状況や新たに設定された補助金等も把握、分析し、見直ししていく必要がある。	市の補助金等の現状を把握するとともに、施策展開における課題などの検証を行い、見直し方針を改定し、その後、見直し実施についての進捗管理を進める。	・経費の節減 ・適正な補助	計画	H18	→	○	→	○	◎	・平成30年度に試行的に実施した取組を総括し、課題の抽出と対応等について検討を進めた。	-	-	-	補助金の見直しについて、事業効果を評価する仕組みの導入及びゼロベースから見直す機会の確保等の視点を加えて、制度設計を行い、令和3年度の本格導入に向けて、試行的に運用する。
33	2	2	2	継続	人権同和課	部落解放運動団体活動補助金の見直し	部落解放運動団体との協議が必要である。	部落解放運動団体への活動補助金について、活動内容の精査を行い、補助内容、補助金額の見直しを図る。	・経費の節減	計画	H18	→	→	→	→	→	部落解放運動団体への活動補助金について、活動内容の精査を行い、相談事業の追加等、補助内容の見直しを進めた。	-	-	-	部落解放運動団体への活動補助金について、活動内容を精査する中で、補助内容の見直しについて検討を進める。
34	2	2	2	継続	福祉課	社会福祉協議会運営費補助金の見直し	平成17年度に国の要請により策定された集中改革プランにより、定員管理による職員数の削減が進められたことに合わせ、社会福祉協議会の人件費を主な補助対象とする当該補助金の見直しの必要がある。	社会福祉協議会による福祉サービスの安定した提供には、市からの継続的な支援が不可欠である。ただし、福祉サービスには他の民間団体が参入している背景も踏まえ、補助対象や、補助金額等についての適正化を図るとともに、合わせて市からの委託事業、他の補助事業等も含め、総体的な見直しを検討する。	・市民サービスの向上 ・経費節減	計画	H25	→	→	→	→	→	社会福祉協議会による福祉サービスの安定した提供のため、総体的な事業改善方針の検討、健全化計画策定を目指した。	-	-	-	社会福祉協議会による福祉サービスの安定した提供のため、総体的な事業改善方針の検討、健全化計画策定を目指す。
35	2	2	2	一部変更	商工振興課	商工団体への支援の見直し	商工団体のあり方について、各団体と協議、検討するとともに、補助対象や成果指標の設定などの支援内容を見直す必要がある。	商工団体のあり方について、各団体と協議、検討を進めるとともに、団体に対する補助金等についての見直しも進める。また、運営費補助から事業費補助への転換や、成果指標の設定など補助金の改善を検討する。	・補助等の適正化 ・事務事業の効率化	計画	H18	→	→	→	→	→	商工団体のあり方について、引き続き関係者と協議を進め、補助対象や支援について検討を図った。	-	-	-	商工団体のあり方について、引き続き関係者と協議を進め、他市の先進事例等を参考に、補助対象や支援について検討を進め、適正化を図る。
36	2	2	2	継続	商工振興課	地場産業振興事業補助金の見直し	補助金の具体的な成果の検証方法の設定が必要である。	対象経費・限度額等を明確化するとともに、適正な補助運営を図る。	・補助等の適正化	計画	H24	→	→	→	→	→	規則への明記等、関係者との協議を進め、成果検証について、検討を進めた。	-	-	-	規則への明記等、関係者との協議を進め、成果検証から、事業のあり方について見直しを含めた適正化を図る。



○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	取組開 始年 度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政 効果額 (千円)	改定 区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
37	2	2	2	継続	商工振興課	商店街環境施設整備事業補助金の見直し	補助金の具体的な成果の検証方法の設定が必要である。	対象経費・限度額等を明確化するとともに、適正な補助運営を図る。	・補助等の適正化	計画	H24	→	→	→	→	→	補助の内容について、精査するとともに、成果検証について、検討を進めた。	-	-	-	補助の内容について、精査するとともに、成果検証を進め、適正化を図る。
38	2	2	2	継続	文化振興課	臼田文化協会補助金の見直し	臼田文化協会に補助金廃止の理解を得ること。	臼田文化協会の活動が広がり、補助金を必要としない団体となるよう支援する。	・補助等の適正化	計画	H24	→	→	→	→	→	臼田文化協会の運営状況・事業計画を基に、事務局で適正な支援方法を引き続き協議した。	-	-	-	臼田文化協会の運営状況・事業計画に基づき、補助金に代わる適正な支援方法の有無も含めて検討する。また、必要に応じて、臼田文化協会の関係者とも協議を行う。
39	2	2	3	継続	企画課	外郭団体の自立した運営への移行に向けた見直し	外郭団体は、より自立した経営主体となっていくことが求められる。	公社等の外郭団体への職員派遣、事務局事務、補助金・交付金の支給についての見直しを推進する。	・外郭団体の自立した運営への移行	計画	H24	→	→	→	→	→	他の先進自治体における外部団体の見直しの手法を参考に、外部団体の自立と地方公共団体としての関わり方について検討を進めた。	-	-	-	他の先進自治体における外部団体の見直しの手法を参考に、外部団体の自立と地方公共団体としての関わり方について検討を進める。
40	2	2	3	新規	企画課	土地開発公社の見直し	土地の先行取得等、市の開発事業に活用されてきた土地開発公社であるが、状況の変化により、そのあり方について見直す必要がある。	他市の先進事例等を研究し、土地開発公社の今後のあり方についての方向性を検討する。	・外部団体の自立	達成・終了	H29	◎									
41	2	3	1	継続	企画課	民間委託の推進	行政のスリム化及び地域の活性化のため、民間が実施主体として実施できる事業や、管理できる施設については、民間に委ねていく必要がある。	事務事業全般について、民間委託にあたり、事業者が受託しやすいよう事務の切り分けや委託期間の複数化、委託事務事業の集約等、より効果的かつ効率的な委託を行う。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	H18	→	→	→	○	→	業務の一部または全部を民間に委託する様々な方法が他自治体では実施がされていることから、担当部局と連携し、新たな民間委託について、先進地視察等による情報収集を行い、具体的な検討を進めた。	-	-	-	・業務の一部または全部を民間に委託する様々な方法が他自治体では実施がされていることから、担当部局と連携し、先進事例の情報収集を行う。 ・取組を一段と進めるため、対象業務を選定の上、期間を定めて事前検証を行う。
42	2	3	2	継続	企画課	民営化の検討	民間委託から、民営化が可能な公共サービスについて、先進的な事例を参考にしつつ、導入についての検討を進める必要がある。	民間が実施可能な公共サービスなどについて、サービスの向上や効率化の実現を図るため、先進事例を参考に導入を検討、推進する。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	H24	→	→	→	○	→	民間譲渡など、民営化の手法について担当部局と連携し、先進地視察等による情報収集を行い、具体的な検討を進めた。	-	-	-	・民間譲渡など、民営化の手法について担当部局と連携し、先進事例の情報収集を行う。 ・取組を一段と進めるため、対象業務を選定の上、期間を定めて事前検証を行う。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
43	2	3	2	継続	福祉課	佐久市障害福祉サービス事業施設の運営方法の見直し	現在、佐久市障害福祉サービス事業施設については、指定管理者制度を導入し、障害福祉サービス事業者により管理運営を実施しているが、国からの報酬により事業を実施しているため、指定管理料は発生していない。ただし、施設は市の財産であるため、貸付・譲渡等の方法による運営管理を検討していく必要がある。	市の設置施設という事で、事業者による施設の改修等の補助金請求については制約がある。施設開設当時の状況等特殊な事情もあるが、それも含め、施設の貸付・譲渡等の方法による運営管理について検討していく。	・市民サービスの向上 ・経費の節減	計画	H24	→	→	●	○	→	運営管理方法(貸付・譲渡等)の変更を見据えた話し合いの場を設けた。	-	-	-	障害者就労継続支援施設「ワークハウス牧」の運営管理方法(貸付・譲渡等)の変更について、取組を一段と進めるため、期間を定めて事前検証を行う。
44	2	3	2	一部変更	臼田学園	臼田学園への民間活力導入の検討	障害福祉サービス事業は、制度利用により事業を実施している民間事業者も多く、サービスの向上や業務の効率化のためにも、臼田学園でも指定管理者制度などの民間活力の導入を推進する必要がある。ただし、知的障害者の入所施設を運営できる事業者が限られているため、指定管理者を募集しても応募者がいないことが予想される。	臼田学園の運営について、施設の譲渡なども含めて、先進事例を研究し、民間活力の導入についての検討を進める。	・市民サービスの向上 ・専門的なノウハウを持った法人が運営することにより、より充実した利用者支援を行うことができる。	計画	H18	→	→	○	○	→	・臼田学園の運営管理について、民間活力の導入についての検討を進めた。 ・給食調理業務の民間委託を10月より実施した。	165	-	-	・給食業務の民営化に続き、臼田学園の管理運営について、取組を一段と進めるため、期間を定めて事前検証を行う。
45	2	3	2	一部変更	臼田支所 総務課	担い手研修施設臼田館の後利用の検討	臼田支所の改築に合わせて、仮支所としている臼田館について、後利用を検討する必要がある。	平成30年度には普通財産化する予定であることから、地元への貸与なども含めて、関係団体などと協議を進め、必要な手続きを行い、有効な後利用の検討を図る。	・公共施設の有効活用 ・経費の節減	達成・終了	H20	→	◎								
46	2	3	2	継続	臼田支所 経済建設環境係	霊園管理のあり方の見直し	民間委託の前提、及び受益者負担の原則として、使用者から徴収し、基金に積立てた「永代管理料」の他に、新たな財源確保が求められるが、その負担を使用者に求めるには、「使用者全員の同意」が必要である。	臼田第1・第2霊園の管理の民間委託、民営化、指定管理者制度の適用、新たな財源確保等を含め、管理のあり方について見直しを図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	H18	→	→	→	→	→	民間等への業務委託や新たな管理方法について検討した。	-	-	-	民間等への業務委託や新たな管理方法について検討を進める。
47	2	3	2	一部変更	子育て支援課	保育所のあり方の見直し	保育所の老朽化に対応し、統合などを進めているが、社会福祉法人などの活用を図るため、連携を進め民営化についても、検討を進める必要がある。	保育所の改築の際は、入所児童数等を考慮し、保育所の統廃合を行うとともに、地域性なども考慮し、民営化についても検討を進める。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・官民における公共サービスの適正化	計画	H24	→	→	→	○	→	・中込地区について、統合を視野に入れ、地元等の関係者と協議を進めるとともに、候補地選定等の具体的な検討を進めた。 ・臼田地区について、民間活力の活用を含めた方向性について検討を進めた。	-	-	-	・中込地区について、統合を視野に入れ、地元等の関係者と協議を進め、候補地を決定する。 ・臼田地区について、民間活力の活用を含めた方向性について検討するとともに、地域や民間保育事業者との協議を進める。 ・保育所給食の民間活用について、取組を一段と進めるため、期間を定めて事前検証を行う。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
48	2	3	3	一部変更	企画課	指定管理者制度等の民間活力の更なる活用	今後も、民間活力を活用し、住民サービスの向上や行政コストの削減に努めていく必要がある。	指定管理者制度をより効果的に活用されるような制度の見直しを検討していく。 また、包括的民間委託など、新たな民間の活用方法を研究するとともに、庁内における情報の共有を図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	H18	→	→	→	○	→	-	-	-	・指定管理の適切な運用をするため、課題等の把握に努め、必要に応じて、運用指針等の見直しを行う。 ・取組を一段と進めるため、対象施設を選定の上、期間を定めて事前検証を行う。	
49	2	3	3	一部変更	企画課	PPP/PFIの活用	民間のノウハウ等をより一層有効に活用するため、PPP/PFIの活用が求められる。	民間業者との適切な役割分担を実現するため、PPPなどの公民連携の先進的な取組や、PFI手法を活用した公共施設等の整備、運営などについて、活用事例などを研究し、ノウハウなどの情報の共有を図る。 PFIについては、人口20万以上の都市に要請されている「優先的検討規程」に準じた内部規定などの検討を進める。	・民間活力の活性化 ・市民協働体制の構築 ・経費の削減	計画	H24	→	→	→	○	→	-	-	-	・「行政関与及び民間活用に関する指針」に、近年のPPP/PFIに関する考え方を反映させるため、他市の「優先的検討規定」について検討を進める。 ・PPP/PFIの一環として、事業の市場性の有無や活用アイデアを収集するため、民間事業者と対話を行うサウンディング型市場調査の導入を検討する。	
50	2	3	3	一部変更	人権同和課	同和对策集会所のあり方の見直し	一部の同和对策集会所で指定管理者制度を導入するなどが進められていることから、部落解放運動団体及び地元区と協議のうえ、同和对策集会所のあり方を見直す必要がある。	各地の同和对策集会所の管理について、指定管理者制度の適用を検討するとともに、施設の役割も踏まえつつ、関係団体や地元区と協議しながら、段階的に公会場への転用なども含めた、施設のあり方の見直しを図る。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	H18	→	→	→	→	→	-	-	-	指定管理制度の適用を検討するとともに、他市の状況なども調査・研究し、関係団体や地元区と協議をしていく。	
51	2	3	3	一部変更	土木課	駅前広場のあり方の見直し	佐久平藜科口、浅間口、岩村田、北中込にある駅前広場について、佐久市の玄関口としての機能の向上を図るとともに、利便性や安全性を効率的に実現するための管理方法などについて、見直す必要がある。	駅前広場の課題を整理し、アダプトシステムなど、より効率的な管理方法の導入について、検討する。 また、駅前広場の各施設等について、より有効な活用方法などを研究し、意見募集などを実施し、協働によるまちづくりを推進します。	・駅前の活性化 ・市民との協働	計画	H20	→	→	→	→	→	-	-	-	・アダプトシステムを活用した参加団体の促進及びボランティアによる美化活動に市職員も参加するなど、協力した施設管理を実施していく。 ・駅前広場の施設について、関係部署との協議を行い、経費も含めた有効的な活用方法の検討を行う。	
52	2	3	3	継続	土木課	道路施設のアダプトシステムの促進	既存の道路施設の緑化、維持管理を行っていただくための協定締結者をどのように増やしていくかという点が課題である。	市民協働による緑化及び清掃活動や、維持管理に対する意識の向上を図るため、道路施設のアダプトシステム事業について、広報などに工夫しつつ、その普及を推進する。	・緑化意識の高揚 ・緑化活動の推進 ・市民と協働したまちづくり	計画	H20	→	→	→	→	→	-	-	-	アダプトシステムによる新規参加団体の加入促進を図るため、引き続き関係部署と連携をしながら、活動内容を佐久市ホームページ及びSNSに載せPRを行い、加入を促進した。	

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
53	2	3	3	継続	公園緑地課	公園のアダプトシステム事業の推進	緑の街づくり推進のため、市民と行政が協働する取り組みが必要である。	緑の街づくりのため、公園のアダプトシステム事業について、広報などに工夫しつつ、その普及を推進する。	・緑の街づくりの推進 ・協働の推進	計画	H24	→	→	→	→	→	・広報5、12、2月号に参加団体募集の記事を掲載した。 ・8、2月にFMさくだいらでアダプトシステムの紹介と参加団体の募集について呼びかけを行った。	-	-	-	・広報5、12、2月号に参加団体募集の記事を掲載する。 ・5、2月にFMさくだいらでアダプトシステムの紹介と参加団体の募集について呼びかけを行う。
54	2	3	3	一部変更	経済建設環境係 望月支所	佐久市飲料水供給施設のあり方の見直し	経営の合理化を推進するため、効率的な管理運営方法について検討する必要がある。	事業の効率化を図るため、佐久市飲料水供給施設の管理運営方法について検討する。	・事務事業の効率化 ・官民における公共サービスの適正化	計画	H24	→	→	→	→	→	ライフラインである飲料水供給施設であるため、適正かつ安全に供給できるよう管理及び整備を行った。	-	-	-	ライフラインであるため、必要な施設の調査を行い、管理運営が維持できるようにする。
55	3	1	1	継続	企画課	職員提案・職場提案制度活用推進	職員提案の活性化のため、職員の意識高揚や、応募しやすい方法への改善などの工夫が必要である。	平成28年度の改定後の状況を検証しつつ、更なる改善を検討する。	・職場レベルから改革を推進する風土の形成	計画	H24	→	→	→	→	→	・年度通算で2件の提案があった。 ・提案制度の活性化を図るため、匿名での提案も可能とし、提案募集を行った。	-	-	-	・職員提案の活性化を図るため、優秀な提案等の対するインセンティブについて、設定を検討する。
56	3	1	2	継続	総務課	人材育成の推進	各職場における、職務に必要な能力の明確化と職員個々の能力の把握が必要である。 職員自らが意欲を持って専門性や能力を開発・向上させるための自己啓発意欲の醸成及びそのための体制整備が必要である。	人材育成基本方針に基づき、人材育成を推進する。	・市民ニーズに的確に対応する職員の育成	計画	H18	→	→	→	→	→	・人事異動 ・一般研修(階層別研修)、専門研修 ・職場研修(OJT) ・県等への派遣研修 ・自発的な研修に対する支援 ・次年度研修要望の取りまとめ 上記を実施した。	-	-	-	・人事異動 ・一般研修(階層別研修)、専門研修 ・職場研修(OJT) ・国への派遣研修 ・自発的な研修に対する支援 ・次年度研修要望の取りまとめ 上記を実施する。
57	3	1	3	継続	総務課	人事評価結果の処遇への反映	人事評価制度の有効活用のため、評価結果を人材育成や給与等処遇へ反映させるシステムが必要である。	職員の意欲や能力の向上のため、人事評価結果を人材育成や給与等処遇へ反映させるシステムを構築する。	・市民ニーズに的確に対応する職員の育成	計画	H18	→	→	→	→	→	・評価者研修 ・新任昇格者研修 ・新規採用者研修 ・評価結果を勤労手当、昇給へ反映 上記を実施した。	-	-	-	・評価者研修 ・被評価者研修 ・新任昇格者研修 ・新規採用者研修 ・評価結果を勤労手当、昇給へ反映 上記を実施する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
58	3	1	3	継続	総務課	給与の適正化	適正化を常に継続していく必要がある。	給料や手当について、国や県、地域の状況を十分に考慮するとともに、地方公共団体給与情報等公表システム等で市民への周知を徹底し、公正性を確保するなど、適正化を図る。	・給与、手当の適正化	計画	H18	→	→	→	→	→	・人事院勧告に基づく給与改定の実施 ・関係条例等の改正案の作成、提案 ・人事行政の運営状況の資料作成及び公表 ・職員給与等の資料作成及び公表 上記を実施した。	-	-	-	・人事院勧告に基づく給与の改定の検討 ・必要に応じた、関係条例等の改正案の作成、提案 ・人事行政の運営状況の資料作成及び公表 ・職員給与等の資料作成及び公表 上記を実施する。
59	3	2	1	継続	総務課	簡素で機能的な体制整備	市の組織全体を見渡す中で、市民サービスの提供を大前提として、本庁及び支所のあり方を含め、より簡素で機能的な体制にしていく必要がある。	市民ニーズに応じたビジョンや戦略に基づきながら、簡素で効率的な組織機構の構築を図る。	・機能的な体制の整備 ・事務事業の効率化	計画	H24	→	→	→	→	→	・組織機構見直し要望調査 ・組織機構改革のヒアリング ・組織機構改革、業務の見直し ・関係条例等の改正案の作成、提案 上記を実施した。	-	-	-	・組織機構見直し要望調査 ・組織機構改革のヒアリング ・必要に応じた、組織機構改革、業務の見直し ・必要に応じた、関係条例等の改正案の作成、提案 上記を実施する。
60	3	2	2	継続	企画課	意思決定過程の簡素化	人員も少なくなる中、よりスムーズに効率的に事務を遂行できるようにするために、決裁区分等の見直し等を継続していく必要がある。	個々の職員の責任と権限を明確化するため、事務処理規則の改正も検討するとともに、規則で決裁区分が定められていない事案への対応を庁内会議で話し、その結果を共有することで、簡素な意思決定を実現を図る。	・市民ニーズへの迅速な対応 ・フラットな組織構成の実現	計画	H18	→	→	→	→	→	より簡素な決裁区分の実現に向け、他市等の状況について、情報収集するとともに、検討を進めた。	-	-	-	より簡素な決裁区分の実現に向け、他市等の状況について、情報収集するとともに、検討を進める。
61	3	2	3	継続	企画課	各審議会の見直し	役割が重複している審議会等について、統合を図るなど、より効果的な審議会の設置と運用を図る必要がある。	各審議会の役割の重複等について見直しが必要なことから、統合等を検討する。また、各審議会の状況を把握し、情報の共有を図るなどにより、各審議会の事務局による自主的な改善が図られるよう取り組む。	・より効果的な審議会の設置と運用	計画	H24	→	→	→	→	→	委員就任状況を把握し、各審議会委員が重複することによる負担を軽減するため、検討を進めた。	-	-	-	委員就任状況を把握し、各審議会委員が重複することによる負担を軽減するため、検討を進める。
62	3	3	1	継続	総務課	組織・機構改革等に応じた定員管理	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、職員数の適正化を常に継続していく必要がある。	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、事務量に応じた職員数の適正化を図る。	・事務事業の効率化	計画	H21	→	→	→	→	→	・専門職配置要望調査 ・採用人員の決定 ・職員数の公表 上記を実施した。	-	-	-	・専門職配置要望調査 ・採用人員の決定 ・職員数の公表 上記を実施する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
63	3	3	2	継続	総務課	専門性と事務量の増減に応じた職員配置	組織・機構改革、業務見直し、業務委託等の状況により、職員の適正配置を常に継続していく必要がある。	業務の制約や内容を把握し、適材適所な職員配置を行う。業務内容に合わせ、任期付職員や短時間勤務職員等を適切に配置するとともに、能力や経験等も総合的に考慮した配置の実現のため、配置希望の自己申告制を検討する。	・事務事業の効率化 ・任期付職員等の配置による将来的な人件費の抑制	計画	H18	→	→	→	→	→	・人事異動 ・来年度事業の人事に関する要求調査 ・臨時職員の要望に関しヒアリング ・人事異動案の作成 ・人事異動に伴う事務処理 ・専門職配置要望調査 ・一般職員の部長裁量による配置 ・任期付職員の任用 ・退職職員再任用  上記を実施した。	-	-	-	・人事異動 ・来年度事業の人事に関する要求調査 ・会計年度任用職員の要望に関しヒアリング ・人事異動案の作成 ・人事異動に伴う事務処理 ・専門職配置要望調査 ・一般職員の部長裁量による配置 ・任期付職員の任用 ・退職職員再任用  上記を実施する。
64	4	1	1	継続	企画課	行政評価システムの見直し	人事評価との連携や外部の視点を活用した評価により、行政評価システムをさらに活用するため、重点化、簡素化などを図る必要がある。	行政評価システムを活用をさらに図るため、行政評価システムの見直しとして、事務事業外部評価を含む行政評価システムの重点化、簡素化などの見直しを検討する。	・成果志向の行政運営の実現 ・市民への説明責任の確保	計画	H18	→	●	○	→	→	平成30年度に見直しを実施した各評価シートを用い、従前と比較して、簡素で分かりやすいことを重視した評価を行った。	-	-	-	各評価シートを用いて、評価を実施するとともに、人事評価との連携はもとより、より簡素で効果的な運用が図れるよう見直しを進める。
65	4	1	2	新規	下水道課	水洗化の普及促進と継続的な健全経営の実現	水洗化により快適な生活環境の実現を図るとともに、施設等の老朽化に伴う更新や、人口減少に伴う収入減少に対応した長期的な展望による健全経営を維持する必要がある。	佐久市下水道経営戦略に基づき、引き続き健全経営を維持するとともに、状況の変化にあわせて見直しを図る。	・効率的な施設整備と維持 ・水洗化による快適な生活環境の提供	計画	H24	→	→	→	●	○	・H30決算確定に伴い改訂が必要な事項を精査した。 ・公共下水道区域以外についても、水洗化推進のための戸別訪問を行った。	-	-	-	・R元年度決算確定後、佐久市下水道経営戦略の改訂が必要な事項を精査する。(中間年度である令和3年度に見直し予定) ・令和元年東日本台風被害の影響を精査する。 ・水洗化推進のための個別訪問を実施する。
66	4	1	2	継続	浅間総合病院 総務課	継続的な健全経営と良質な医療の提供	医師を始めとする医療スタッフの確保と国の医療制度改革等により急速に変化する医療情勢・医療ニーズへの取り組みを強化しつつ、健全経営を維持し、更なる医療の充実を図っていく必要がある。	健全運営の実現のため、病院改革プランに基づきサービスの向上、収益確保、費用の削減等に努める。	・健全な経営の維持 ・市民への良質な医療の提供 ・地域のニーズに対応したサービスの提供により、利用者が増加する。	計画	H24	○	→	●	○	→	健診部門及びリハビリテーション部門の機能強化のため、南病棟1階・2階の改修を行うための基本設計・実施設計を行った。	-	-	-	・健診部門及びリハビリテーション部門の機能強化のため、令和2年度から令和3年度にかけて南病棟1階・2階の改修事業を行う。 ・加えて循環器疾患の治療を提供していくため、血管造影撮影室及び医療機器の整備を進めていく。
67	4	2	1	継続	財政課	固定資産台帳の適正な管理と活用の推進	公有財産の適切な管理のため、公有財産台帳を基に作成した固定資産台帳を適正に管理する必要がある。	固定資産台帳により、公有財産の現状を正しく把握し、その情報を庁内で共有することで、公有財産の適切な管理の実現を図る。また、財務諸表の一つとして適正な形で公表を含め、その活用について検討を進める。	・事務事業の効率化 ・公有財産所管部署の明確化 ・公有財産管理の適正化 ・公有財産の有効活用 ・公民連携の推進	計画	H24	→	→	→	→	→	・固定資産台帳を適正な形で公表した。 ・過年度(平成30年度)に異動等があった資産を固定資産台帳に登録及び更新し、適正な資産管理を行った。 ・関係課と連携し、固定資産台帳を活用した民間事業者によるPPP/PFI事業等の公民連携の施策を検討した。	-	-	-	・固定資産台帳を適正な形で公表する。 ・過年度(令和元年度)に異動等があった資産を固定資産台帳に登録及び更新し、適正な資産管理に資する。 ・関係課と協議し、固定資産台帳を活用した民間事業者によるPPP/PFI事業等の公民連携の施策を検討する。

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視 点	主要事 項	取組事 項	分類 (※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容  (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、 なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分 (※2)	取組 開始 年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政 効果額 (千円)	改定 区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)
												H29	H30	R1	R2	R3					
68	4	2	1	継続	企画課	公共施設等の適正化の推進	佐久市公共施設等総合管理計画により見込まれる、将来更新費用に対応するため、公共施設等の総合かつ計画的な管理の実現が必要とされる。	平成29年3月に策定した「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少や財政状況の変化などを考慮した公共施設等の適正化を推進する。計画の進捗管理を行うとともに、適正化を図るための調整を進め、平成33年度末までには、計画を見直す。	・経費の節減 ・市民サービスの向上 ・公共施設等の適正化 ・公民連携の推進 ・費用負担の適正化	計画	H18	●	○	→	→	◎	・個別施設計画の策定方針について庁内合意を得ると共に、個別施設計画の策定を推進した。また、より有利な財源の活用につながるよう、各課への支援を行った。 ・公共施設等総合管理計画の見直しに向け、先進事例等を参考に検討を進めた。	-	-	-	・担当部局の策定状況について進捗管理を行うと共に、施設のあり方について、本年度中に基本的な方向性が示せるよう支援を行う。 ・公共施設等総合管理計画の見直しに向け、先進事例等を参考に検討を進める。
69	4	2	1	継続	下水道課	生活排水処理施設の統廃合の推進	生活排水処理施設の安定的な下水道経営を図る為、処理区の統合・再編等を行う必要がある。	生活排水処理施設の効率的な再配置や統廃合を進める。	・経費の節減 ・市民のサービス向上	計画	H24	→	→	●	○	→	・田口本村地区農業集落排水施設の後利用に伴う撤去改良工事実施設計を行った。 ・第1次統廃合計画が田口本村地区農業集落排水施設の後利用工事をもって終了するため、次期計画の策定に向けて管路調査を開始した。	-	-	-	・田口本村地区処理施設の後利用工事を行う。 ・次期統廃合計画の策定に向け、雨水流入等不明水調査を実施する。
70	4	2	1	新規	建築住宅課	市営住宅のあり方の見直し	公共施設等の適正化を図ることから、学校に次ぐ面積を保有する市営住宅について、そのあり方を見直し、適正化を図る必要がある。	市営住宅本来の目的(住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を供給)を維持することを前提に、老朽化及び小規模な団地等の集約を進めることにより、市営住宅の保有量の適正化を図る。また、県営住宅との適正な役割分担を目指した協議を行っていく。民間の賃貸住宅等の活用については、将来的な活用の可否に向けた検討を行う。	・公共施設等の適正化	計画	H29	●	○	○	→	→	・佐久市公営住宅長寿命化計画の終了に伴い、改めて公営住宅の管理に関する課題を明らかにし長寿命化に資する予防保全的な維持管理や耐久性の向上等を図るため、今後10年間の計画を策定した。	-	-	-	令和2年3月に策定した佐久市公営住宅長寿命化計画に基づき、長期的な維持管理と長寿命化による更新コストの削減及び事業量の平準化を図る。
71	4	2	1	新規	スポーツ課	駒場公園内の体育施設の管理の見直し	駒場公園については、体育施設等を含む都市公園となっており、現在、公園緑地課を所管課として、指定管理者制度による一定的な管理を行っていますが、他の体育施設と管理方法を統一していくとともに、サービスの向上を図るため、管理方法を見直す必要がある。	公園緑地課と協議し、公園部分と体育施設部分の棲み分けについて明確にするとともに、施設管理方法を見直します。現在の指定管理者を含め、関係する団体なども協議を行い、スムーズな管理体制の移行が行われるよう取り組んでいく。平成34年度の体育施設の指定管理者の更新に合わせて、必要な協議を進める。	・行政サービスの向上 ・公共施設等の適正化	計画	H29	●	→	○	→	◎	・体育施設の指定管理者の更新に合わせ、駒場公園のマレットゴルフ場を指定管理施設に追加した。 ・駒場公園内の体育施設について令和4年度の体育施設指定管理者の更新に併せ、管理体制の移管が図れるよう、関係団体等と必要な協議を行った。	-	-	-	・駒場公園内の体育施設について令和4年度の体育施設指定管理者の更新に併せ、管理体制の移管が図れるよう、関係団体等と必要な協議を行う。
72	4	2	1	新規	中央図書館	移動図書館車の更新	老朽化の進んでいる移動図書館車の更新を行う必要がある。	老朽化した移動図書館車を更新し、安心して安全な運行の確保と、巡回範囲の拡大等、事業充実を図る。	・住民サービスの向上 (より安心して安全な図書館サービスの提供が可能となる。)	達成・終了	H29	◎									
73	4	2	1	継続	中央図書館	移動図書館車の巡回地域及び巡回コースの見直し	より多くの市民が利用できるよう、ステーションの見直し、増設等を行ってきた。今後は、移動図書館車の巡回コースについても見直しを行い、充実させる必要がある。	巡回範囲の拡大も視野に見直しを行い、巡回コースを充実し、利用者の利便性の向上を図る。	・住民サービスの向上 (図書館に来ることが出来にくい者に対して、利便性を高めることで、図書館利用の増進に繋げる。)	計画	H18	→	○	○	→	→	・試験的にステーション3ヶ所を増設し、試行運用を行った。 ・利用者が減少している地区の区長さんを通じ、利用拡大の周知を図った。 ・市民全体へ広報等を通じ周知(PR)するとともに、巡回地域の拡大も視野に巡回コースの見直しの調査を行った。 ・巡回を希望している地域の把握 ・職員体制 ・雇用形態	-	-	-	・市民全体へ広報等を通じ周知(PR)するとともに、巡回地域の拡大も視野に巡回コースの見直しの調査を行う。 ・巡回を希望している地域の把握 ・職員体制 ・雇用形態

○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)	
												H29	H30	R1	R2	R3						
74	4	2	2	継続	企画課	窓口業務の改善と充実	窓口業務について、他市の先進事例等を参考に、より市民満足度を高めるような改善と充実が必要である。	窓口業務の改善と充実を推進するため、庁内における窓口業務の体制を見直すとともに、先進事例を研究調査し、サービスの向上を図る。また、包括的民間委託などによるアウトソーシングも含め、窓口業務を現場視点から改革できる体制の構築を図ります。	・市民サービスの向上 ・事務事業の効率化	計画	H18	→	→	→	→	○	庁内における窓口体制の見直しについて、担当部局と連携し、民間活力の導入や支援システムの構築など、様々な手法について検討を進めた。	-	-	-	庁内における窓口体制の見直しについて、担当部局と連携し、民間活力の導入や支援システムの構築など、様々な手法について検討を進める。	
75	4	2	3	継続	企画課	佐久地域定住自立圏の推進	連携事業を実施する際に経費が発生する場合の関係市町村との費用負担の調整が必要となる。	佐久市が中心市としての役割を果たし、関係市町村と連携して、さらなる市民サービスの展開、圏域の定住人口の確保、また地域の活性化を図る。	・財源確保 ・広域連携の強化	計画	H24	→	○	→	→	→	既存の取組の検証を行いつつ、新たな連携について、関係市町村と協議を進めた。また、他の広域連携による取組などへの移行も含め、定住自立圏としての連携から、より効果的な取組方法への改善を検討した。	-	-	-	既存の取組の検証を行いつつ、新たな連携について、関係市町村と協議を進める。また、他の広域連携による取組などへの移行も含め、定住自立圏としての連携から、より効果的な取組方法への改善を検討する。	
76	4	3	1	継続	情報政策課	情報通信技術の有効活用	事務の効率化、市民の利便性向上のため、情報通信技術の活用を図るとともに、新たな通信手段などの活用を検討し、導入を図る必要がある。	地域情報化の推進、電子自治体の推進を実現するため、システムの共同調達や、事務効率化に資するシステムの導入を検討する。また、新たな情報通信技術を検証しつつ、より有効な行政情報の伝達手段を模索する。	・市民サービスの向上 ・経費の削減 ・市民と行政との意識の共有	計画	H24	○	→	○	○	→	・公衆無線LAN環境を14施設に整備した。 ・定住自立圏情報分野において、「戸籍システム」の共同利用に関する協議書の調印等を行い、システムを稼働させた。 ・先進事例等を参考に、AI・RPAを使ったシステムの導入について検討し、実証検証を行った。	2,186	-	-	-	・行政サービスや情報伝達の高度化・拡充に対応するシステムを構築する。 ・佐久CATVのFTTH化を進める。 ・現行情報システムの課題を整理し、次期システムの整備計画を策定する。 ・先進事例等を参考に、AI・RPAを使ったシステムの導入について検討し、本格導入に向けて準備を進める。
77	4	3	2	継続	情報政策課	情報のセキュリティ管理の徹底	マイナンバー制度の導入などにより、情報の管理徹底が必要不可欠であることから、これまで以上に強固な情報セキュリティ対策が求められている。	時代の変化に合わせてセキュリティポリシーの見直しを行うとともに、外部からの不正アクセスに対応可能な情報システムを堅持するよう、定期的な見直しを図る。	・市民の安全確保 ・市民サービスの向上	計画	H18	→	→	→	→	→	・長野県自治体情報セキュリティクラウドシステムと連携し、本市における情報セキュリティを維持した。 ・情報セキュリティポリシーの見直し内容について検討を行った。 ・職員の意識向上のため、情報セキュリティ研修会を開催した。	-	-	-	・長野県自治体情報セキュリティクラウドシステムと連携し、本市における情報セキュリティを維持する。 ・必要に応じ情報セキュリティポリシーの見直しを行う。 ・職員の意識向上のため、情報セキュリティ研修会を開催する。	
78	4	2	2	新規	財政課	宿日直業務の民間委託	本庁の宿日直業務及び、支所の日直業務は職員が直営で行っているが、職員の負担軽減、また働き方改革の観点から見直しが必要である。	関係課との調整を行い、職員の負担軽減のため、宿日直業務を民間へ委託する。	・職員の負担軽減	計画	R1				●	○	→	・民間委託を開始するための実施計画の策定を進めた。 ・関係課との調整を進めた。 ・先進地の事例の研究、メリット、デメリットの整理、民間委託について現行の直営との比較検証を行った。	-	-	-	・民間委託を開始するため、メリット、デメリットの整理や、委託と直営との費用の比較を行い実施計画を立案する。 ・関係課との協議、調整を進める。 ・取組を一段と進めるため、期間を定めて事前検証を行う。
79	2	2	1	新規	国保医療課	へき地内山出張診療所の廃止	地域の皆さんの理解、現在診療所で受診している患者への対応。	へき地内山出張診療所について、交通機関の発達等による受診者が減少していることから、地域住民等と協議の上、施設の廃止を含めあり方を検討する。	・経費の節減	達成・終了	H24	●	→	◎				診療所を廃止にするための手続きを進めた。	-			



○ 佐久市行政改革行動計画(平成29年度～令和3年度)

No.	基本視点	主要事項	取組事項	分類(※1)	課名	項目名	経過や課題	行動内容 (何のため、何を、どう、改革するか)	効果 (「事業面:何が、どのように、なるのか」 「コスト面:財政効果等」)	区分(※2)	取組開始年度	実施予定(※3)					令和元年度実施項目 (具体的に実施した事項)	財政効果額 (千円)	改定区分	改定理由	令和2年度実施項目 (具体的に実施する事項)	
												H29	H30	R1	R2	R3						
80	2	3	1	新規	観光課	各種イベント等の民間委託の推進とあり方検討	地域経済活性化のため、民間が実施できるイベントや運営業務については、民間に委ねていく必要がある。	事業者が受託しやすいよう運営の切り分けや業務分担を明確化し、より効果的かつ効率的な委託を行う。	・事務事業の効率化 ・経済活性化、経費の節減 ・市民サービスの向上	計画	R1			○	→	→	・SAKUブルームのあり方について検討を行い廃止した。 ・佐久の鯉人創出事業のあり方について検討を行い廃止した。 ・運営の切り分けや業務分担の明確化により、業務の効率的かつ効果的な委託を行うための検討を進めた。	6,000	-	-	・運営の切り分けや業務分担の明確化により、業務の効率的かつ効果的な委託を行う。	
81	4	2	1	新規	観光課	観光施設のあり方見直し	施設老朽化による維持管理費の増加、人口減少による利用者数の減少、同様施設の競合があることから施設のあり方について見直す必要がある。	施設の利用状況、ニーズを調査、分析することで、施設の民間活用および統廃合を検討する。	・事務事業の効率化 ・経費の節減 ・公共施設等の適正化	計画	R1			○	●	→	・日帰り温浴施設について、将来的なあり方を検討する中で、一定の経営改善目標を示し、次期指定管理者募集において、統廃合を含むスキーム作りを行った。 ・春日温泉公衆トイレについて、利用者が少ない冬期間(12月～3月)のあり方について検討し、管理方法について見直しを行った。	147	-	-	日帰り温浴施設の統廃合の検討を進める。	
82	2	3	2	新規	子育て支援課	3歳未満児保育の充実	核家族化や共働き家庭の増加、保護者の勤務形態の多様化などに伴い需要が増大している3歳未満児の保育ニーズに応える必要がある。	民間保育事業者による小規模保育事業所の整備、運営を支援することで、3歳未満児の保育ニーズに対応する。	・官民における公共サービスの適正化 ・市民サービスの向上	達成・終了	H29	●	→	◎			民間保育事業者による小規模保育事業所の整備を支援した。	-				
83 新規	2	2	1	新規	危機管理課	消防団活動の見直し	非常備消防力の強化 地域の状況に応じた消防団活動の維持	過疎化・サラリーマン化を勘案しながら、消防団活動の効率化を図る。	・事務事業の効率化	計画	R1			○	→	→	・市ポンプ操法大会の訓練回数及び訓練時間に上限(16回・2時間以内)を設けるなど、団員の負担軽減を図った。 ・部長以上等幹部会議について、資料の送付による情報等の伝達のみで済むものについては、開催しない等の見直しを行った。 ・各地区等において想定されている自然災害を地域において共有し、消防団等の初動体制を確立するため、新たに「さくの絆」作戦を開始した。	353	新規	-	昨年度より実施する「さくの絆」作戦の拡充として、令和元年東日本台風を踏まえた初動体制の確立と実践訓練を促進する。 また、県と市で同制度がある消防団応援事業所制度の一本化を検討する。	
84 新規	4	2	1	新規	近代美術館	収蔵品展等のあり方見直し	展覧会の企画・開催に工夫をしているが観覧者数の増加に結び付かない一方、佐久市民の日などの無料開館時には多くの観覧者がある。館受付では、臨時職員3名が交替で受付業務(観覧料徴収等)を行っている。	観覧者を増やすため、展覧会(収蔵品展)を無料にする。 観覧料収入が減る対策として、支出を減らす(受付業務の時間数を減らし(開館時間1時間短縮)、当業務を臨時職員から外部委託にする)。	・観覧者数の増加 ・経費の節減	計画	R2			○	→				-	新規	展覧会を多くの観覧者に鑑賞してもらう施策として、試行する。	収蔵品展等無料化検討のため、7月以降開催の収蔵品展観覧料を無料にするとともに、開館時間を1時間短縮し受付業務を外部委託する。比較検討用に観覧者数及び掛かった経費のデータを収集し、効果検証を行う。
85 新規	4	2	2	新規	文化振興課	アーティストバンク事業の見直し	新規登録者および利用者がほとんど無く、必要性が低くなっている。	登録者と事業継続の可否などに関する調整を行い、令和3年度に予定している佐久市文化振興計画の見直しに合わせて、事業のあり方を検討する。	・事業形態の見直し(廃止を含む)	計画	R2			●	◎			-	新規	事業が縮小傾向にあり、必要性が低くなっているため。	先進自治体の運用事例について調査・研究を行う。	